

第18号（第18条関係）（平3総府令42・追加、平6総府令9・一部改正、平21内府令68・旧第7号の2の2線下・一部改正、平27内府令9・令元内府令12・一部改正）

第 号		打 刻 命 令 書 控
射練	指 定 番 号	
撃習	指 定 年 月 日	
場	名 称	
設 置 者	住 所	
	氏 名	
	生 年 月 日	
銃 砲 の 種 別		
銃 番 号		
打 刻 部 位		
打 刻 番 (記) 号		
打 刻 方 法		
打 刻 期 限		
確 認	年 月 日	
	打 刻 の 状 況	

印 切 取 線 印

第 号 打 刻 命 令 書 練習射撃場 指 定 番 号 指 定 年 月 日 名 称 設 置 者 住 所 生 年 月 日 氏 名 殿 年 月 日 公安委員会 印 銃砲刀剣類所持等取締法第9条の11第2項の規定により、次のとおり打刻を命ずる。		
銃打	銃 砲 の 種 別	
砲刻	銃 番 号	
打 刻 部 位		
打 刻 番 (記) 号		
打 刻 方 法		
打 刻 期 限		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。